

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★《企業所得税年度納税申告書》発布に関する公告（国家稅務總局公告，2014年第63号，2014年11月3日発布，2015年1月1日施行）

国家稅務總局は、納税者の正確な理解、及び年度納税申告書の適正な記載を促すために、《企業所得税年度納税申告書》（以下、申告書）に関する公告を発布した。本公告の解説は以下の通り。

一、申告書修正の背景

現行の申告書様式は既に6年にわたり使用され、納税者の納税義務履行のサポート、企業所得税確定申告の強化、企業所得税算定の合理化、専門化、精密化に積極的な役割を發揮してきた。しかし、新企業所得税法が深く浸透するにつれ、現行の申告書では納税者及び稅務機關の要求を満たすことができなくなっている。この理由の一つには、新たな政策が次々と発布される一方、現行の申告書は適時に修正が加えられていない事がある。これにより、納税者による的確な納税義務の履行が困難となり、誤記入の割合を高め、稅収確保へのリスクを高めてきた。また、過度に簡略化された様式、申告書の構成が合理的でない事は、申告書による情報収集を不足たらしめ、新たな体制下での稅務機關による所得税徵稅リスク管理、継続管理、及び稅収分析等を困難な状況とし、稅収管理水準の向上を大きく制約する要因となっていた。さらに、今年、稅務總局は「民衆の利便性のために稅務業務を行う活動（「便民弁稅春風行動」）」を推進し、管理方式を転換、行政審査の減少もしくは廃止、並びに法的措置の減少を行っているが、このような活動は、稅務機關に対して、申告書のみで納税者に関する稅務関係の状況を把握する事を求めるものもあり、申告書の機能について、稅務機關からより高い要求がなされている。以上の状況より、申告書様式の改訂及び改善が必要となった。

二、改訂後の申告書の主な特徴

改訂後の申告書様式は、企業会計の決算を基礎として、会計と稅務の不一致については納税調整を行う方式を採用した。その主な特徴は以下のとおり。

(1) 構成の合理化。改訂後の申告書は、主表のデータ

タを他の付表から転記する形式とし、主表のデータの大部分は付表から構成される。また、電子申告、手書きの双方に対応している。各付表にはそれぞれ稅収政策もしくは優遇事項が盛り込まれ、また主表と関連し、付表の構成及びその内容は明確であり、記入の利便性が高まっている。

(2) 豊富な情報。申告書には会計情報に加え、会計と稅務の差異に係る情報が記載される。また、申告書には、稅収優遇措置、国外所得等の情報も盛り込まれるため、稅収優遇措置の実行や納税状況の把握、並びに稅収リスク等の分析に必要な情報及びデータの抽出に有用である。

(3) 重要性を加味した適度な簡潔化。申告書は全41枚から成り、納税者は、自身の業務状況に合わせて、関係のある申告書を選択して記入する。納税者の規模、業務状況を考慮し、企業所得税納税者の80%以上を占める零細企業は、4-5枚のみの記載で足りると考えられ、以前の様式に比べて利便化されている。

三、申告書修正の主な内容

改訂後の申告書は全41枚。基礎データ表1枚、主表1枚、収入費用明細表6枚、納税調整表15枚、欠損金補填表1枚、優遇税制表11枚、外国稅額控除表4枚、一括納税表2枚となっている。現行の16枚の表と比較して、25枚増加しているが、その多くは納税者が記入、無記入を選択できるものであり、関連する業務を行っているのであれば記入し、関連業務を行っていない場合には記入は不要である。納税者の記入状況の統計、分析から、各納税者の記入する表は平均12枚であり、現行の16枚と比較して若干少なくなるが、情報量は大幅に向上している。

(一) 基礎データ表

この表は、納税者の基本情報、名称、登録地、業種、登録資本、従業者数、株主構成、会計基準、棚卸方法、对外投資状況等の情報が含まれる。これらの情報は、企業の申請資料の代替となり（例えば、

資産状況及びその変化、従業者数から、納税者が小規模企業か否かを判断でき、小規模企業に対する優遇政策の享受後は、その他の資料を提出する必要がなくなる）、また、稅務機關は必要な情報を管理することができる。

(二) 主表

主表の構成は、現行のものから変更なく、企業所得税の納税過程を表している。すなわち、会計上の利益を基礎として、税法に従って納税調整を行い、課税所得額を算定し、優遇税制の適用及び外国稅額控除を加味する事により、最終納税額（還付額）を計算する。

(三) 収入費用明細表

収入費用明細表には、企業が会計基準に準拠して認識した収入、原価、費用の状況が反映されている。これらの表は、企業が納税調整を行う際の主要な基礎データとなる。

(四) 納税調整表

納税調整は、所得税を管理する上での重要なポイントである。現行の申告書では、納税調整表は1枚のみで、当該納税調整表からは、納税者による納税調整後の分析・集計結果を知ることが出来るのみである。すなわち、現行の納税調整表からは、処理や計算の過程を確認する事ができず、会計と稅務の差異も反映されていないため、稅務機關は、その処理の合理性及び妥当性を判断する事が非常に困難となっている。改訂後の申告書では、全ての会計と稅務の差異について、収入、原価、資産の3分類に沿って15枚の表を設け、表の様式に従って計算する事とした。これにより、納税者による記入の利便性を高めるとともに、稅務機關による評価、分析も利便化している。

(五) 欠損金補填表

本表は、企業の欠損金繰越状況を明らかとし、欠損金繰越年度及び限度額を正確に計算する事を可能とし、かつ、稅務機關による管理を利便化している。

(六) 優遇税制表

現行の申告書では、優遇税制表がわずか1枚のみである。同表は企業が享受する優遇金額を計算するのみであり、適用条件及び計算過程が記載されておらず、稅務機關が合理性及び要件適合性を確認するのが困難である。このたび改訂された申告書では、現在の企業所得税優遇税制項目は全39項であり、稅額基準、課税所得額、及び稅額控除等にそって分類し、11枚の様式を設けている。様式に沿って優遇税制の享受状況及び計算過程を明らかにする事により、納税者による記入が利便化され、かつ、稅務機関による稅収減免情報の把握、優遇税制の合理性の確認、優遇税制の果たす機能に対する分析の実行が利便化される。

(七) 外國稅額控除表

本表は、企業が国外で負担した所得税の減免方法及び具体的な計算方法を示している。

(八) 一括納税表

本表は、一括納税企業の本支店の稅額負担に係る事項を示している。

四、実施期間、その他

本《公告》は2015年1月1日より施行され、帳簿検査徴収方式を採用する（確定申告を行う）企業所得税の納税者に適用される。すなわち、確定申告を行う企業所得税の納税者は、2014年度の企業所得税申告から、改訂後の申告書様式を適用する。

※本記事は、中国政府、国家稅務總局及び地方稅務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。